

公立大学法人滋賀県立大学学生支援委員会規程

平成 26 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 158 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生支援センターの運営に関する事項
- (2) 学生生活の支援に関する事項
- (3) 学生の課外活動および学生団体に関する事項
- (4) 学生の福利厚生および保健管理に関する事項
- (5) 学生のキャリア形成および就職支援に関する事項
- (6) その他学生の支援に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生支援センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 学生支援センター副センター長
- (3) 学科長
- (4) 人間看護学部から選出される教授 1 名
- (5) 事務局次長
- (6) 学生・就職支援課長

2 前項に定める委員のほか、センター長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に掲げる委員の任期は、センター長が理事長の了解を得て、別に定める。

(担当教員)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 3 号および第 4 号の委員を補佐するため、各学科に次の者を置くものとする。

- (1) 学生生活の相談および支援等を担当する教員
- (2) 学生の就職相談および支援等を担当する教員

2 事務局は、前項の教員と連携し、所掌する事項の推進を図るものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局学生・就職支援課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 公立大学法人滋賀県立大学学生支援センター運営委員会規程、公立大学法人滋賀県立大学学生部委員会規程および公立大学法人滋賀県立大学就職委員会規程は廃止する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。